

女性活躍加速のための重点方針2015(主な具体的内容①)

1. 女性参画拡大に向けた取組

- 国家公務員「女性職員登用加速化重点項目」の設定・推進
- 女性活躍推進法案(※)が成立した場合、国・地方・企業の取組の促進とその「見える化」の推進 (※)国会審議中
- 女性管理職の中途採用を促進するための労働法令の解釈・運用の見直し
- 有価証券報告書における女性役員情報の集約とその「見える化」の推進
- 法科大学院への公的支援の枠組みにおいて、女性法曹輩出のための取組を推進
- 教頭・校長等への昇任を希望する教員が参加する各種研修等への女性枠の設定
- 学内保育所の設置など、大学教員や大学生等向けの保育サービスの整備の促進
- 農協改革関連連法案において、役員等の性別等に著しい偏りが生じないよう配慮する旨を規定

2. 社会の課題解決を主導する女性の育成

- 産学官連携による「リコチャレ応援ネットワーク」(仮称)の構築 (科学技術イノベーションを支える女性理工系人材の育成に向け、理工系選択を小学校から意識でき、進学・就職の各段階でも容易となる一貫した支援)
- 復職支援や勤務体制の柔軟化など、女性医師が活躍するためのモデル的な取組の実施・普及、医学部生に対するキャリア教育や多様なロールモデルの提示等の実施
- 国際社会でのプレゼンスを高める国際機関で勤務する日本人職員の飛躍的増加に向けた「国際機関における邦人職員増強戦略」の推進、日本人留学生を2020年までに倍増
- 社会の安全・安心を確保する女性人材の育成 (警察、消防(消防職員、消防団員)、矯正(刑務官)、安全保障(防衛省・自衛隊))

女性活躍加速のための重点方針2015(主な具体的内容②)

3. 女性活躍のための環境整備

- 働きたい人が働きやすい中立的な税制・社会保障制度等に向け、第4次男女共同参画基本計画期間中のできるだけ早期に見直し(個人所得課税の見直し、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大)
- ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を公共調達でより幅広く評価する枠組みの導入
- 「マタニティ・ハラスメント」の防止に向けた次期通常国会における法的対応も含めた取組強化による、ハラスメントのない社会の実現
- 長時間労働削減等の労働環境整備を図るため、都道府県労働局の体制整備・強化
- 地域における女性の活躍推進のため、地域の実情に応じた地方公共団体の取組支援
- 男性の家事・育児等への主体的参画に向け、人事評価制度の見直しや、全国的なキャンペーンによる社会的機運の醸成
- 性犯罪の罰則に関する検討結果を踏まえた必要な措置など、社会の安全性を高め、安心して暮らせる環境整備

4. 暮らしの質向上のための取組

- 女性が暮らしやすくなる空間づくりへと転換する象徴としての快適で安全なトイレ環境の実現(清潔性の維持・行列解消・安全配慮、障害者・高齢者・訪日外国人への配慮、女性の職域拡大に資するトイレ整備等)
- 高い技術力を生かした、高機能トイレの魅力の海外発信、国際貢献
- 問題、課題を抱えた女性に対し必要な情報を確実に届けるため、インターネット上での情報のワンストップ化
- 妊娠、出産、子育て等に係る「支え合い」を進めるため、国民の生活スタイルの変革

5. 女性活躍の視点からの予算編成過程における総合調整の推進

- 毎年6月を目的に、女性活躍加速のための重点方針を決定し、各府省の概算要求に反映させるとともに、新たに、男女共同参画会議を活用し、重点方針に基づく予算の重点化・効率化